



特別職の報酬等の額について（答申）

府 中 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

特別職の報酬等の額について（答申）

平成28年10月3日付、28府政職発第45号で貴職から諮問がありました
標記について、次のとおり答申いたします。

平成28年12月9日

府中市長 高野律雄様

府中市特別職報酬等審議会

会長 濱中重美

会長職務代理者 高野佳子

委員 井上郁子

郭東仁

小久保早苗

櫻井誠

志水清隆

内藤治

長崎益治

渡邊信

1 審議の経過

平成28年10月3日に府中市長から「特別職の報酬等の額について」の諮問を受けた府中市特別職報酬等審議会は、公正な立場にたって慎重に審議を行った。

報酬等の審議に際して以下の資料を活用し、府中市の財政状況、現在の社会経済情勢や市民感情、国の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告の内容などを踏まえ他市との比較等検証し、その額が適正かどうか検討した。

2 主な審議資料

- (1) 府中市の特別職報酬等改定の推移、財政の推移、国・都及び民間の平均給料と改定率の推移、特別職報酬等及び一般職給与改定の推移と年収比較、特別職の活動状況及び対外的役職
- (2) 東京都26市の人口及び世帯数の推移、財政状況、特別職報酬等額の順位及び改定状況、市長の給料と特別職報酬等との格差、ラスパイレス指数の状況
- (3) 東京都23区の特別職報酬等額の改定状況
- (4) 全国類似団体の財政状況、特別職報酬等額の改定状況
- (5) 東京都区部消費者物価指数
- (6) 全国主要家計指標の動向
- (7) 平成28年8月8日に発表された人事院勧告
- (8) 平成28年10月18日に発表された東京都人事委員会勧告

3 審議の内容

- (1) 特別職報酬等の額を取り巻く状況について

ア 現在の日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境が改善し、一部に弱さがみられるものの、緩やかな回復を続けている。雇用者報酬や企業収益など所得面で改善が進んでおり、今後は、個人消費や設備投資など支出面にいかにつなげるかが課題となっている。

イ 府中市の財政状況は、平成25年度以降、市税収入は緩やかな増加傾向にあるが、今後、税制改正による歳入減が見込まれるとともに、扶助費や繰出金等は依然として増加が見込まれ、さらに、公共施設の老朽化対策経費が増加していくことが予測される。東京都26市や類似団体における比較では財政力はよいと言えるが、今後の見通しとして楽観視はできない。

ウ 平成28年度の人事院勧告は、国家公務員給与が民間給与を708円下回ったため、この公民較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料月額を0.17%引き上げる勧告となった。

また、東京都人事委員会勧告は、東京都職員給与が民間給与を81円下回ったが、この較差が極めて小さく、給料表や諸手当において適切な配分を行うことは困難であることから、例月給の改定は行わない勧告となった。

期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう国・東京都とともに、0.1月分引き上げる勧告となった。

エ 東京都26市における各役職の報酬等額を高いほうから並べた場合の府中市の順位は、市長が2位、副市長が2位、教育長が1位、常勤監査委員が6市中4位、議長が4位、副議長が8位、常任委員会委員長が19市中2位、議員が3位である。

(2) 据え置きが適當とする意見

ア 市民感情として、景気回復や賃金の上昇が実生活で感じられないため、引き上げることは難しい。

イ 人事院勧告や東京都人事委員会勧告で職員の給料について大きく変えないということであれば、改定しなくてよい。

ウ 今年度審議会を設置している東京都の市部は据え置きと結論を出していることから、府中市としても据え置きでよい。

エ 経済状況の変化が起きている場合には対応すべきだが、そのような状態とは言えないため、据え置きでよい。

オ 市長と副市長の給料については前回引き上げているが、引き上げ後においても東京都26市における順位や金額の差が大きく変化していかなければ、改定しなくてよい。

カ 教育長と常勤監査委員については、特別職となって年数が経っていないため、現時点では変更する段階ではない。

キ 引き上げ若しくは引き下げについて考えた際に、どちらも明確な理由付けができない。

(3) 引き上げが適当とする意見

- ア 市長及び議長の働きぶりは、実感としても対外的役職の多さから鑑みても、引き上げてもよい。
- イ 東京都 26 市における順位において、議長と副議長は他の職に比べると若干低いため、引き上げを検討してもよい。
- ウ 東京都 23 区の特別職の報酬等の差を見ると、ほとんどの職が区部の方が高いため、職責にさほど差がないのではあれば引き上げを検討してもよい。

(4) その他の意見

- ア 議員については、その活動状況が見えにくい部分があるため、審議をするにあたっては、多様な資料から審議できるとよい。
- イ 議員については、政務活動費を始め、金銭についての管理が適切であるならば、評価要素のひとつとして考えてもよいのではないか。

これらの意見を踏まえ、総合的な見地から審議し、全会一致で次の結論に達した。

4 結論

府中市の特別職報酬等の額について、特別職報酬等の額をめぐる社会的・経済的環境、市民感情、また他市の動向等を考慮し審議を重ね、本審議会としては、現状のまま据え置くことが妥当であると判断した。